

「第2回 令和7年度九州スマート農業技術情報連絡会議～農業機械メーカー等による最新のスマート農業技術の紹介～」における農業機械メーカー等の応募に当たりご留意いただきたい事項

【対象とする「スマート農業技術」について】

- 会議の中で紹介いただく「スマート農業技術」は、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律」(令和6年法律第 63 号)第2条第1項において規定する、次の①～③までに適合した技術とします。
 - ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
 - ② 情報通信技術(電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。)を用いた技術であること。
 - ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。
- ※スマート農業技術の例等、詳細については、以下の資料の P63～64 もご参照下さい。

「スマート農業技術活用促進法について(令和7年4月版) 参考資料」

URL: <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/houritsu-147.pdf>

【発表メーカー等の選定について】

- 発表いただく農業機械メーカー等(以下、「発表メーカー等」という。)については、区分(ア)～(ウ)の各区分ごとに、原則先着順で決定しますが、説明いただく機器や対象品目等に偏りが生じる場合、必要に応じ、説明いただく内容や発表メーカー等について調整させていただくことがあり得ることについて、ご了承願います。
- 募集締切後において定数に満たない区分がある場合は、当該区分の不足する分を他の区分に振り分けます。

【会議当日に説明いただく内容と方法について】

- 説明に当たっては、時間(1社当たり 15 分間)を厳守願います。時間内であれば、複数のスマート農業技術について説明いただくことも可能です。
- 発表メーカー等が決まりましたら、会議の参加者に配布する資料の様式をお送りしますので、作成をお願いします。配布資料については、会議開催の前日までに、九州農政局の HP に掲載するとともに、会議終了後も、引き続き掲載させていただきますので、ご了承願います。
- 会議当日の説明においては、配布資料の他、追加の資料や動画等を活用して説明いただくことも可能です。
- 説明資料の画面共有等の操作については、各自でお願いします。
- 各発表メーカー等ごとの説明の開始時刻(タイムスケジュール)については、追ってご連絡いたします。
- 各区分ごとに、発表メーカー等の説明が終了した後、説明内容に対する参加者からの質疑の時間を 10 分程度設けます。また、(ア)～(ウ)の全区分の発表が終わった後、時間があれば全体を通しての質疑応答を行います。そのため、各発表メーカー等におかれましては、会議開始から終了まで参加いただきますようお願いいたします。

ます。

【その他】

- 選定に漏れた農業機械メーカー等について、希望される場合は、連絡先等を一覧にとりまとめ、会議の配布資料として九州農政局のHPに掲載します。掲載を希望される場合は、応募フォームの該当箇所に希望する旨を記入願います。